

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日に
おき、
その
翌日)

00557

(号外) 第49号

鳥取県公報

昭和43年5月6日 月曜日

1

目次
◆訓令 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程
被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

訓令

鳥取県訓令第五号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程を次のとおり定める。

昭和四十三年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程

(目的)

第一条 この訓令は、職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）別表第一号から第六号までの職、第七号の職のうち主事補の職並びに第八号の職のうち技師補、レントゲン士及び物理療士の職に従事する職員に係る被服の交付及び使用について必要な事項を定め

ることを目的とする。

(交付の対象、品目等)

第二条 被服の交付を受ける職員並びに被服の品目、員数、使用期間及び形状は、別表のとおりとする。

(使用期間の伸縮等)

第三条 所属の長は、特別の事由がある場合は、前条の規定にかかわらず、被服の使用期間を伸縮し、又は形状を変更することができる。

2 所属の長は、特別の事由がある場合は、前条の規定にかかわらず、被服の品目の全部又は一部を交付しないことができる。

3 所属の長は、第一項の規定により被服の使用期間を短縮しようとするときは被服使用期間短縮承認申請書（様式第一号）を、被服の形状を変更しようとするときは被服形状変更承認申請書（様式第二号）を総務部長に提出してその承認を受けなければならない。

(交付時期)

第四条 被服の交付時期は、知事が別に定めるものとする。

(他の用途への使用禁止)

第五条 被服を使用する職員（以下「使用者」という。）は、その職務に従事する場合のほか、交付を受けた被服を着用してはならない。

(使用及び保管)

第六条 使用者は、被服を常に清潔にする等その保全に留意しなければならない。

2 被服の保全に要する経費は、使用者の負担とする。

(事故報告)

第七条 使用者は、鳥取県物品事務取扱規則（昭和三十九年三月鳥取県規

則第十二号。以下「規則」という。)第四十六条第一項の規定により事故報告をしようとするときは、被服事故報告書(様式第三号)を所属の長を経て知事に提出しなければならない。

(返戻)

第八条 使用者は、次の各号の一に該当する場合は、被服返戻書(様式第四号)に被服を添えて当該該当することとなつた日から七日以内に返戻しなければならない。

一 被服の使用期間が経過したとき。

二 使用者が退職し、休職し、専従休暇の承認を受け、又は出向、配置換若しくは転職を命ぜられたとき。

(被服管理簿)

第九条 所属の長は、被服管理簿(様式第五号)を備え、被服の交付状況を常に明らかにしておかなければならない。

2 所属の長は、使用者が配置換となつたことにより規則第二十七条の規定による保管換の手続をするときは、前項の被服管理簿を添えてしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和四十三年五月六日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現に被服の交付を受けている者は、この訓令の相当規定により被服の交付を受けたものとみなす。

別表

造 林 課		林務課	広 報 文 書 課		総 務 管 財 課		被服の交付を受ける職員	品 目	員 数	使用期間 (月)	形 状
二 造林係の職員のうち常時現地で苗圃の業務に従事する職員	一 経営係の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	計画係の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	二 タイピスト主任及びタイピストの職務に従事する職員	一 主事及び主事補の職務に従事する職員のうち文書の集配の業務に従事する職員(男子)	二 主任、電気技師、電話技師、無線技師及び技師補の職務に従事する職員のうち電気、電話及び無線の業務に従事する職員	主任、機械技師及び技師補の職務に従事する職員のうちボイラの業務に従事する職員	作業服(上衣)	作業服(上衣)	二	二四	図一のうちの上衣のとおり
	作業服(ズボン)	作業服(冬上衣)					作業服(ズボン)	二	二四	図一のうちの上衣のとおり	
作業服(上衣)	作業服(ズボン)	作業服(上衣)	作業服(夏上衣)	作業服(上衣)	作業服(上衣)	作業服(ズボン)	作業服(ズボン)	一	二四	図一のうちの上衣のとおり	
作業服(ズボン)	作業服(ズボン)	作業服(冬上衣)	作業服(ズボン)				二	二四	図一のうちの上衣のとおり		
作業服(ズボン)	作業服(ズボン)	作業服(ズボン)	作業服(冬上衣)	作業服(ズボン)	布製短靴	布製短靴	雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	一	二四	図一のうちの上衣のとおり	
雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)								一	二四	図一のうちの上衣のとおり	
一	二	二	三	三	二	二	三	一	二	図二のとおり	

河 港 課	水 産 課				
<p>機関士、航海士及び船員の職務に従事する職員</p>	<p>五 主任及び水産技師の職務に従事する職員のうち常時現地で漁業改良普及の業務に従事する職員</p>	<p>四 生活改良普及員の職務に従事する職員</p>	<p>三 船長、機関士、航海士、船員及び通信士の職務に従事する職員のうち漁業取締船乗組職員(司法警察員を除く。)</p>	<p>二 漁業監督吏員の職務に従事する職員のうち司法警察員の業務に従事する職員(漁業取締船乗組職員に限る。)</p>	<p>一 漁業監督吏員の職務に従事する職員のうち司法警察員の業務に従事する職員</p>
<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン) 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾) ゴム製手袋 ゴム製半長靴 作業帽</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン)</p>	<p>白衣</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン) 作業帽 ゴム製半長靴 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン) 作業帽 ゴム製半長靴</p>	<p>冬服(上衣及びズボン) 夏服(上衣及びズボン) 製帽 日覆 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)</p>
<p>— — — — —</p>	<p>— —</p>	<p>—</p>	<p>— — — — —</p>	<p>— — — — —</p>	<p>— — — — —</p>
<p>二二 二二 二二 二二 二二 二二</p>	<p>三六 三六 三六</p>	<p>三六</p>	<p>二四 二二 二二 二二 二二</p>	<p>二二 二四 二四 二四</p>	<p>二四 三六 三六 四八 三六</p>
<p>図九のとおり</p>	<p>図一のうちの上衣のとおり 図一のうちのスボンのとおり</p>		<p>図七のうちの上衣のとおり 図七のうちのスボンのとおり 図八のとおり</p>	<p>図七のうちの上衣のとおり 図七のうちのスボンのとおり 図八のとおり</p>	<p>図四のとおり 図四のとおり 図五のとおり 図六のとおり</p>

学 園		寮 寮 寮 来 来 来 母 母 母 岩 井 岩	身 体 障 害 者 更 生 指 導 所					検 査 課	建 築 課
二 教護部の職員のうち主任及び教護の 職務に従事する職員(男子)	一 栄養士の職務に従事する職員	員 栄養士及び看護婦の職務に従事する職 員	五 機能回復訓練員の職務に従事する職 員	四 職業指導員の職務に従事する職員(女 子)	三 職業指導員の職務に従事する職員(男 子)	二 義手又は義足の製作に従事する職員	一 保健婦の職務に従事する職員	検査専門員及び検査副専門員の職務に 従事する職員(技術吏員である専任の職 員に限る。)	住宅建設係、指導係、一般管繕係及び 学校管繕係の職員のうち常時現地で業務 に従事する職員
作業服(スボン)	白衣	白衣	作業服(上衣) 作業服(ズボン) 海水パンツ	作業服(夏上衣) 作業服(冬上衣)	作業服(上衣) 作業服(ズボン)	白衣 作業服(白ズボン)	白衣 作業服(上衣) 作業服(ズボン)	作業服(上衣) 作業服(ズボン)	
一	二	一	一	一	一	一	一	一	
三六	三六	三六	二四 三六 三六	三六 三六	三六 三六	三六 三六	二四	二四	
図一のうちの上衣のとおり			図一のうちの上衣のとおり 図一のうちのスボンのとおり	図三のうちの上衣のとおり 図三のうちのスボンのとおり	図一のうちの上衣のとおり 図一のうちのスボンのとおり		図一のうちの上衣のとおり 図一のうちのスボンのとおり	図一のうちの上衣のとおり 図一のうちのスボンのとおり	

			積善学園			皆成学園			喜多原						
職務に従事する職員	一 栄養士の職務に従事する職員	白衣	二	二四		一 栄養士の職務に従事する職員	白衣	二	三六		三 教護部の職員のうち主任及び教母の職務に従事する職員(女子)	作業服(夏上衣) 作業服(冬上衣) 布製前掛 三角布	一	三六	☑三のうちの夏上衣のとおり ☑三のうちの冬上衣のとおり ☑一〇のとおり
	二 医長及び医師の職務に従事する職員	白衣	二	二四		二 官部の職員のうち主任及び保母の職務に従事する職員(女子)	作業服(夏上衣) 作業服(冬上衣)	一	三六		二 養護部の職員のうち主任及び児童指導員の職務に従事する職員(男子)	トレーニングパンツ トレーニングシャツ	一	三六	
	三 レントゲン技師及びレントゲン士の職務に従事する職員	白衣	二	二四		三 養護部の職員のうち主任及び保母の職務に従事する職員(女子)	作業服(夏上衣) 作業服(冬上衣) 作業服(ズボン)	一	三六		三 養護部の職員のうち主任及び児童指導員の職務に従事する職員(男子)	作業服(夏上衣) 作業服(冬上衣) 作業服(ズボン)	一	三六	☑三のうちの夏上衣のとおり ☑三のうちの冬上衣のとおり ☑一〇のとおり

健 所		整 肢 学 園						
四 試験検査係の職員のうち試験検査の業務に従事する職員	四 試験検査係の職員のうち試験検査の業務に従事する職員	一 薬剤師及び歯科衛生士の職務に従事する職員	二 予防係、食品環境係及び衛生係の職員(歯科衛生士の職務に従事する職員を除く。)	三 指導係の職員のうち係長、保健婦及び看護婦の職務に従事する職員	八 生活指導部の職員のうち主任及び保母の職務に従事する職員(女子)	七 生活指導部の職員のうち主任及び児童指導員の職務に従事する職員(男子)	五 理療師及び物理療士の職務に従事する職員(女子)	四 理療師及び物理療士の職務に従事する職員(男子)
白衣	白衣	白衣	白衣	白衣	作業服(冬上衣) 作業服(夏上衣)	作業服(上衣) 作業服(ズボン)	海水着 白衣	白衣 海水パンツ
一	一	一	一	一	一	一	一	一
二四	二四	三六	三六	三六	三六	三六	二四	二四
☒一のうちのズボンのとおり	☒三のうちの冬上衣のとおり ☒三のうちの夏上衣のとおり				☒三のうちの冬上衣のとおり ☒三のうちの夏上衣のとおり	☒一のうちのズボンのとおり ☒一のうちの上衣のとおり		

病 院		衛 生 研 究 所		保 院	
七 総婦長、婦長、看護婦及び准看護婦の職務に従事する職員	看護衣(長袖)	三	三六		
六 栄養士の職務に従事する職員	白衣	二	二四		
五 薬剤科の職員のうち薬剤長及び薬剤師の職務に従事する職員	白衣	二	二四		
四 検査室の職員のうち室長、主任、衛生技師及び技師補の職務に従事する職員	白衣	二	二四		
三 理学診療科の職員のうちレントゲン技師及びレントゲン士の職務に従事する職員	白衣	二	二四		
二 理療師及び理療士の職務に従事する職員	白衣	二	二四		
一 院長、副院長、医長、副医長及び医師の職務に従事する職員	白衣	二	二四		
二 細菌検査科の職員のうち科長及び研究員の職務に従事する職員	白衣 作業服(ズボン)	一	二四	図一のうちのズボンのとおり	
一 理化学試験科の職員のうち科長及び研究員の職務に従事する職員	白衣 作業服(ズボン)	一	二二	図一のうちのズボンのとおり	
七 医師の業務に従事する職員	白衣	一	三六		
六 狂犬病予防員の職務に従事する職員	作業服(ズボン) ゴム製半長靴	一	三六	図一のうちのズボンのとおり	
五 と畜検査員の職務に従事する職員	ゴム製半長靴 作業服(ズボン) ゴム前掛	一	三六	図一のうちのズボンのとおり	

	工業試験場			計 定 量 所 検	看護学院			
一 係長又は職業指導員の職務に従事する職員	三 分場の職員のうち分場長、研究員、商工技師及び技師補の職務に従事する職員	二 産業工芸科及び木材工業科の職員のうち科長、研究員、商工技師及び技師補の職務に従事する職員	一 化学科の職員のうち科長、研究員、商工技師及び技師補の職務に従事する職員	所長、主任、商工技師及び技師補の職務に従事する職員のうち検定の業務に従事する職員	主任及び看護婦の職務に従事する専任職員			
作業服(上衣)	白衣 作業服(上衣) 作業服(ズボン)	白衣 作業服(上衣) 作業服(ズボン)	白衣 作業服(ズボン)	作業服(上衣) 作業服(ズボン)	看護衣(長袖) 看護衣(半袖) 予防衣 ナース靴 ナース靴下 看護帽	看護衣(半袖) 予防衣 ナース靴 ナース靴下 看護帽		
一	一 一 一 一	一 一	一 一	一 一	二 二 一 三 二 三	二 二 一 三 二		
二四	三六 三六 二四	三六 三六	二四 二四	三六 三六	二四 二二 一二 三六 二四 三六	二四 二二 一二 三六 二四		
☒一のうちの上衣のとおり	☒一のうちの上衣のとおり ☒一のうちの上衣のとおり ☒一のうちの上衣のとおり	☒一のうちの上衣のとおり ☒一のうちの上衣のとおり ☒一のうちの上衣のとおり	☒一のうちの上衣のとおり ☒一のうちの上衣のとおり	☒一のうちの上衣のとおり ☒一のうちの上衣のとおり ☒一のうちの上衣のとおり				

及所	地方農林振興局				職業訓練所			
一 所長及び農業改良普及員の職務に従事する職員のうち常時現地で業務に	四 普及指導係及び林業駐在所の職員並びに境港水産事務所専任職員のうち常時現地で業務に従事する職員	三 林政係、施設係、事業係、県営事業係、調査係及び中海干拓係の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	二 営農指導員の職務に従事する職員	一 保健婦の職務に従事する職員	四 係長又は職業指導員の職務に従事する職員のうちミシン縫製に関する指導に従事する職員	三 係長又は職業指導員の職務に従事する職員のうちラジオ又はテレビに関する指導に従事する職員	二 係長又は職業指導員の職務に従事する職員のうち自動車整備に関する指導に従事する職員	る職員のうち建築、木工、ブロック又は機械に関する指導に従事する職員
作業服(上衣)	作業服(上衣) 作業服(ズボン)	作業服(上衣) 作業服(ズボン)	作業服(上衣) 作業服(ズボン) 白衣	作業服(冬上衣) 作業服(夏上衣)	作業服(冬上衣) 作業服(夏上衣)	作業服(上衣) 作業服(ズボン)	作業服 布製短靴 作業帽	作業服(ズボン) 布製短靴 作業帽
一	一	一	一	一	一	一	二	一
三六	三六 三六	二四 二四	三六 三六 三六	三六 三六	三六 三六	二四 二四	二四 二四	二四 二四
☒一のうちの上衣のとおり	☒一のうちの上衣のとおり ☒一のうちの上衣のとおり ☒一のうちの上衣のとおり	☒一のうちの上衣のとおり ☒一のうちの上衣のとおり ☒一のうちの上衣のとおり	☒一のうちの上衣のとおり ☒一のうちの上衣のとおり ☒一のうちの上衣のとおり ☒一のうちの上衣のとおり	☒三のうちの上衣のとおり ☒三のうちの上衣のとおり ☒三のうちの上衣のとおり	☒三のうちの上衣のとおり ☒三のうちの上衣のとおり ☒三のうちの上衣のとおり	☒一のうちの上衣のとおり ☒一のうちの上衣のとおり ☒一のうちの上衣のとおり	☒二のとおり	☒一のうちの上衣のとおり ☒二のとおり

験場	畜産試験場	食品加工研究所	果樹試験場	農業試験場	農業改良普	
養豚科、養鶏科及び飼料科の職員のうち科長、研究員、農林技師及び技師補の職務に従事する職員で常時現地で業務に従事するもの	和牛科、乳牛科、草地飼料科及び分場の職員のうち科長、研究員、農林技師及び技師補の職務に従事する職員で常時現地で業務に従事するもの	研究科の職員のうち科長、研究員、農林技師及び技師補の職務に従事する職員	栽培第一科、栽培第二科、分場及び試験地の職員のうち科長、研究員、分場長、農林技師及び技師補の職務に従事する職員で常時現地で業務に従事するもの	作物科、園芸科、病虫科、土壤肥料科、低位生産科、経営科、農機具科、病埋育種科、肥料検査室、分場及び日南試験地の職員のうち科長、研究員、室長、分場長、農林技師及び技師補の職務に従事する職員で常時現地で業務に従事するもの	二 生活改良普及員の職務に従事する職員のうち常時現地で業務に従事する職員	従事する職員
作業服 (上衣) 作業服 (ズボン)	作業服 (上衣) 作業服 (ズボン) 両合羽 (上衣、ズボン及び頭巾) 白衣 ゴム製半長靴	白衣 作業服 (ズボン)	作業服 (上衣) 作業服 (ズボン) 白衣 ゴム製半長靴 ジャンパー	作業服 (上衣) 作業服 (ズボン) 白衣 ゴム製半長靴 両合羽 (上衣、ズボン及び頭巾)	白衣	作業服 (ズボン)
二 一	一 一 一 二 一	一 一	一 一 一 二 一	一 一 一 二 一	一	一
三六 三六	三六 三六 三六 三六 三六	三六 三六	六〇 三六 三六 三六 三六	三六 三六 三六 三六 三六	三六	三六
図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり	図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり	図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり	図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり	図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり	図一のうちの上衣のとおり	図一のうちの上衣のとおり
図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり	図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり	図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり	図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり	図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり 図一のうちの上衣のとおり	図一のうちの上衣のとおり	図一のうちの上衣のとおり

保健衛生 家畜	農業経営大 学 校			蚕業試験場	中小家畜試
所長、次長、主任、農林技師、室長及び技師補の職務に従事する職員	三 経営課の職員のうち課長、主任、農林技師及び技師補の職務に従事する職員で畜産及び農業の業務に従事するもの 二 経営課の職員のうち課長、主任、農林技師及び技師補の職務に従事する職員で機械技術の業務に従事するもの			原蚕桑園科及び蚕糸化学科の職員のうち科長、研究員、農林技師及び技師補の職務に従事する職員で常時現地で業務に従事するもの	師補の職務に従事する職員で常時現地で業務に従事するもの
作業服(上衣) 作業服(ズボン)	作業服(上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾) 白衣 ジャンパー			作業服(上衣) 作業服(ズボン) 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾) 白衣 ゴム製半長靴	雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾) 白衣 ゴム製半長靴
- -	- - - - -			- - - - -	- - -
三六 三六	三六 三六 三六 三六 三六 三六 三六			三六 三六 三六 三六 三六	三六 三六 三六
<input checked="" type="checkbox"/> 一のうちの上衣のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 一のうちの上衣のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 一のうちの上衣のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 一のうちの上衣のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 一のうちの上衣のとおり	<input checked="" type="checkbox"/> 一のうちの上衣のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 一のうちの上衣のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 一のうちの上衣のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 一のうちの上衣のとおり			<input checked="" type="checkbox"/> 一のうちの上衣のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 一のうちの上衣のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 一のうちの上衣のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 一のうちの上衣のとおり	<input checked="" type="checkbox"/> 一のうちの上衣のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 一のうちの上衣のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 一のうちの上衣のとおり

	水産試験	魚市場	原良米久	土地改良事業所	出張所	土木	建設	治ダム	尾
<p>一 主任、機械技師及び技師補の職務に従事する職員のうちボイラの業務に</p>	<p>三 船長、機関長、船員の職務に従事する職員のうち第二鳥取丸の乗組職員</p>	<p>魚市場の専任の職員(男子)</p>	<p>土地改良事業所の職員のうち常時現地で業務に従事する職員(男子)</p>	<p>改良係、補修係、河川係、港湾係、建築係及び都市計画係の職員のうち常時現地で業務に従事する職員</p>	<p>建設事務所の職員(男子)</p>				
<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン)</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン)</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン)</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン)</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン)</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン)</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン)</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン)</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン)</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン)</p>
<p>二</p>	<p>二</p>	<p>二</p>	<p>二</p>	<p>二</p>	<p>二</p>	<p>二</p>	<p>二</p>	<p>二</p>	<p>二</p>
<p>二四</p>	<p>二四</p>	<p>二四</p>	<p>二四</p>	<p>二四</p>	<p>二四</p>	<p>二四</p>	<p>二四</p>	<p>二四</p>	<p>二四</p>
<p>図一のうちの上衣のとおり</p>	<p>図一のうちの上衣のとおり</p>	<p>図一のうちの上衣のとおり</p>	<p>図一のうちの上衣のとおり</p>	<p>図一のうちの上衣のとおり</p>	<p>図一のうちの上衣のとおり</p>	<p>図一のうちの上衣のとおり</p>	<p>図一のうちの上衣のとおり</p>	<p>図一のうちの上衣のとおり</p>	<p>図一のうちの上衣のとおり</p>

所 局 農 林 振 興 事 務 所 地 方 農 林 事 務 所		従事する職員	
		二 主任、電気技師、電話技師、無線技師及び技師補の職務に従事する職員のうち電気、電話及び無線の業務に従事する職員	布製短靴
女子職員(この項に規定する事務服以外の被服の交付を受けた職員を除く。)	事務服(冬上衣)	作業服(上衣)	布製短靴
	事務服(夏上衣)	作業服(ズボン)、 布製短靴	
—	—	—	—
三六	二四	二四	二四
図三のうち冬上衣のとおり	図一のうち上衣のとおり	図一のうちズボンのとおり	
図三のうち夏上衣のとおり			

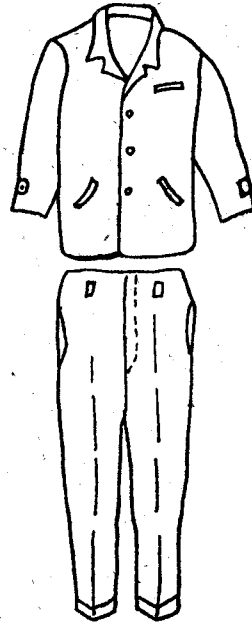
図

三

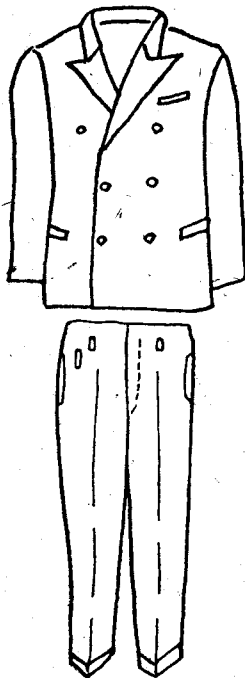
(冬上衣)



(夏上衣)



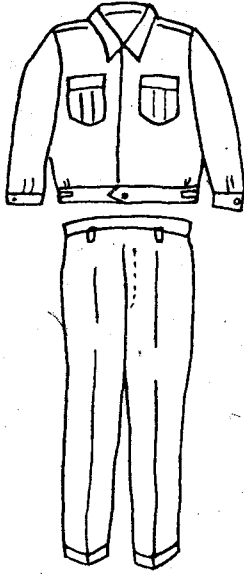
四



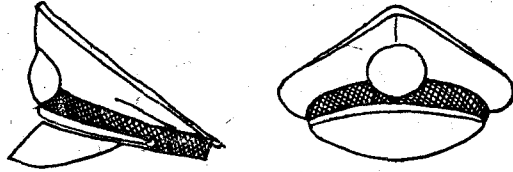
三



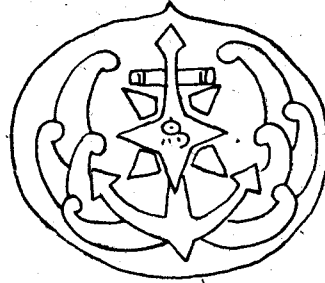
七



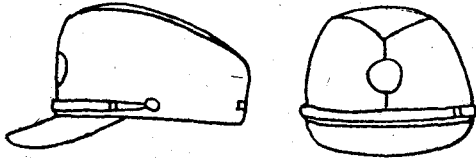
五



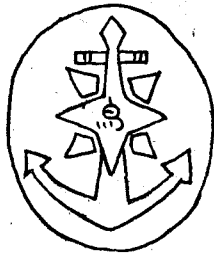
帽章



八

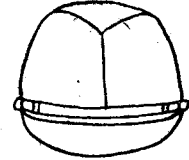
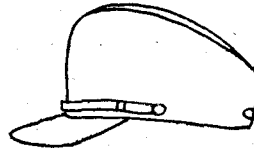
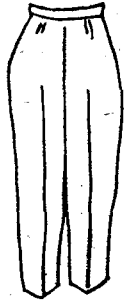


帽章

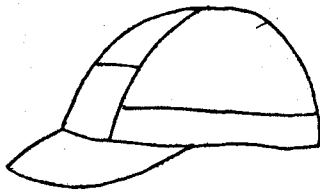


六





九



様式第1号

被服使用期間短縮承認申請書						
総務部長殿						
年 月 日						
所属長 職 氏 名 圃						
下記被服の使用期間を短縮したいので申請します。						
職 名	氏 名	品 目	員 数	現 行 の 使用期間	短縮しよ うとする 使用期間	短 縮 の 理 由

様式第2号

被服形状変更承認申請書			
総務部長殿			
年 月 日			
所属長 職 氏 名 圃			
下記被服の形状を変更したいので申請します。			
職 の 区 分	品 目	変 更 の 理 由	変 更 の 主 な 相 違 点
被服の形状 変更しようとする	(図を記入のこと。)		

様式第3号

被 服 事 故 報 告 書

鳥取県知事 氏 名 殿

年 月 日

所属課所名

職 氏 名 ㊟

下記被服を 年 月 日 忘失 損傷 しましたので、鳥取県物品事務取扱規則
第46条第1項の規定により報告します。

職 の 区 分			
品 目	大きさ (号数)	員 数	忘 失 傷 の 理 由

所属の長の調査意見

所属の長 職 氏 名 ㊟

鳥取県訓令第六号

被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十三年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

被服の交付及び使用に関する規程(昭和三十九年七月鳥取県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

別表

被服の交付を受ける職員	品 目	員 数	使用期間 (月)	形 状	備 考
一 車庫長の職務に従事する職員並びに自動車整備士及び運転士の職務に従事する職員のうち総務管財課及び東京事務所に勤務する職員	運転服(上衣及びズボン) 盛夏シャツ 盛夏ズボン 布製手袋 ゴム製半長靴	一 二 一 二	三六 四八 三六 一二	図一のとおり 図二のとおり 図一のうちのズボンのとおり	
二 車庫主任、自動車整備士及び運転士の職務に従事する職員のうち総務管財課及び東京事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの	運転服(上衣及びズボン) 盛夏シャツ 盛夏ズボン ゴム製半長靴 布製手袋 アノラック	二 二 一 一 一 一	三六 四八 三六 二四 二二 六〇	図三のとおり 図二のとおり 図三のうちのズボンのとおり	

題名を次のように改める。

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程

第一条中「別表第九号の職に従事する職員」を「別表第七号の職(主事補の職を除く。)及び第八号の職(技師補、レントゲン士及び物理療士の職を除く。)に従事する職員」に改める。

第二条の二の次に次の一条を加える。

(交付時期)

第二条の三 被服の交付時期は、知事が別に定めるものとする。

別表を次のように改める。

<p>五 交換室長及び交換手の職務に従事する職員</p>	<p>四 守衛室長、副守衛長及び守衛の職務に従事する職員</p>	<p>三 車庫主任、自動車整備士及び運転士の職務に従事する職員のうち総務管財課及び東京事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの以外のもの</p>	
<p>作業服(上衣) 盛夏シャツ 作業服(上衣) 盛夏シャツ</p>	<p>冬服(上衣及びズボン) 夏服(上衣) 夏服(ズボン) 盛夏シャツ 製帽 外とう 底ゴム張皮短靴 ゴム製半長靴 布製手袋 ネクタイ ナイロン製手袋</p>	<p>布製短靴 油手袋 布製手袋 ゴム製半長靴 盛夏ズボン 盛夏シャツ 運転服(上衣及びズボン)</p>	<p>油手袋 布製短靴</p>
<p>二</p>	<p>二 二 二 一 一 一 一 二 二 二 二 二 二</p>	<p>一 一 五 一 一 二 二</p>	<p>一 一</p>
<p>四八</p>	<p>四八 四八 二二 二四 二二 二四 三六 六〇 三六 四八 七二 九六 七二</p>	<p>二四 二二 二二 二四 三六 四八 三六</p>	<p>二四 二二</p>
<p>図一〇のうちの上衣のとおり</p>	<p>図八のとおり 図九のとおり</p>	<p>図三のうちの上衣のとおり 図五のうちの上衣のとおり 図五のうちの上衣のとおり 図五のうちの上衣のとおり 図二のとおり 図六のとおり 図七のとおり</p>	<p>図三のとおり 図二のとおり 図三のうちの上衣のとおり</p>

<p>六 印刷技手長及び印刷技手の職務に従事する職員</p>	<p>七 技工の職務に従事する職員</p>	<p>八 畜産技手の職務に従事する職員</p>	<p>九 繭検技手の職務に従事する職員(男子)</p>
<p>作業服(ズボン) 盛夏シャツ 盛夏ズボン</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン) 盛夏シャツ 盛夏ズボン</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン) 盛夏シャツ 登山帽 ゴム製半長靴 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾) 布製手袋 ゴム製手袋 ジャンパー(上衣及び頭巾)</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン) 盛夏シャツ 盛夏ズボン ゴム製半長靴 ゴム製前掛 布製短靴</p>
<p>一 二 二</p>	<p>一 二 二 二</p>	<p>一 一 五 一 二 一 二 三 二</p>	<p>一 二 一 一 二 二 二</p>
<p>三六 四八 三六</p>	<p>四八 三六 四八 三六</p>	<p>二四 二二 二二 四八 二二 二二 二四 四八</p>	<p>四八 三六 四八 三六 二四 二二 二二 三六</p>
<p>☑一〇のうちズボンのとおり ☑二のとおり ☑一〇のうちズボンのとおり</p>	<p>☑一〇のうち上衣のとおり ☑一〇のうちズボンのとおり ☑二のとおり ☑一〇のうちズボンのとおり</p>	<p>☑一〇のうち上衣のとおり ☑一〇のうちズボンのとおり ☑一のとおり</p>	<p>☑一〇のうち上衣のとおり ☑一〇のうちズボンのとおり ☑二のとおり ☑一〇のうちズボンのとおり</p>

<p>一一 道路技手の職務に従事する職員</p>	<p>一〇 函検技手の職務に従事する職員(女子)</p>
<p>作業服(上衣) 水筒 ジャンパー(上衣及び頭巾) ゲートル ゴム製手袋 布製手袋 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾) ゴム製半長靴 地下足袋 ヘルメット 登山帽 スキー帽 製帽 盛夏シャツ 作業服(ズボン) 作業服(上衣)</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 夏スカート 四角布 布製短靴 ゴム製手袋 布製前掛</p>
<p>ニ 一 一 一 一 一〇 一 一 二 一 一 一 二 三 三 二 ニ</p>	<p>ニ 一 一 二 一 二 二 二 一 二 二 ニ 三 二 二 ニ</p>
<p>四八 六〇 三六 二四 二四 二二 二四 二二 二二 四八 二二 三六 六〇 四八 二四 三六 二四</p>	<p>二二 二二 二二 二四 二四 二四 二四 三六 二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四</p>
<p>☒ 一〇のうちの上衣のとおり</p>	<p>☒ 一一のうちの上衣のとおり ☒ 一二のうちの上衣のとおり ☒ 一三のうちの上衣のとおり ☒ 一四のうちの上衣のとおり ☒ 一五のうちの上衣のとおり ☒ 一六のうちの上衣のとおり ☒ 一七のうちの上衣のとおり ☒ 一八のうちの上衣のとおり ☒ 一九のうちの上衣のとおり ☒ 二〇のうちの上衣のとおり ☒ 二一のうちの上衣のとおり ☒ 二二のうちの上衣のとおり ☒ 二三のうちの上衣のとおり ☒ 二四のうちの上衣のとおり ☒ 二五のうちの上衣のとおり ☒ 二六のうちの上衣のとおり ☒ 二七のうちの上衣のとおり ☒ 二八のうちの上衣のとおり ☒ 二九のうちの上衣のとおり ☒ 三〇のうちの上衣のとおり ☒ 三六のうちの上衣のとおり ☒ 四八のうちの上衣のとおり</p>

<p>一五 農業技手の職務に従事する職員</p>	<p>一四 調理士及び調理員の職務に従事する職員(女子)</p>	<p>一三 調理士及び調理員の職務に従事する職員(男子)</p>	<p>一二 ボイラ技士の職務に従事する職員</p>
<p>ゴム製半長靴 地下足袋 登山帽 盛夏シャツ 作業服(スボン) 作業服(上衣)</p>	<p>三角布 ゴム製半長靴 ゴム製手袋 ゴム製前掛 白衣(上衣) 作業服(白スボン)</p>	<p>調理帽 ゴム製半長靴 ゴム製手袋 ゴム製前掛 白衣(上衣) 作業服(白スボン)</p>	<p>布製短靴 布製手袋 盛夏スボン 盛夏シャツ 作業服(スボン)</p>
<p>一 二 一 二 三 二</p>	<p>一 一 一 二 二 二</p>	<p>一 一 一 二 二 二</p>	<p>一 五 一 二 二</p>
<p>二四 二二 二二 四八 二四 四八</p>	<p>一二 一二 二四 一二 三六 三六</p>	<p>二二 二二 二四 二二 二四 三六</p>	<p>二四 二二 三六 四八 三六</p>
<p>図一〇のうちの上衣のとおり 図一〇のうちのスボンのとおり 図一一のとおり</p>	<p>図一七のとおり 図一〇のうちのスボンのとおり</p>	<p>図一七のとおり 図一〇のうちのスボンのとおり 図一八のとおり</p>	<p>図一〇のうちのスボンのとおり 図一一のとおり 図一〇のうちのスボンのとおり</p>

<p>一九 用務主任及び用務員の職務に従事する職員(女子)</p>	<p>一八 用務主任及び用務員の職務に従事する職員(男子)</p>	<p>一七 医療助手の職務のうち検査の業務に従事する職員</p>	<p>一六 医療助手の職務のうち看護の業務に従事する職員</p>	
<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン) 盛夏シャツ 盛夏スカート 帽子</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン) 盛夏シャツ 盛夏ズボン 帽子 布製短靴 布製手袋 ゴム製半長靴</p>	<p>白衣 布製短靴</p>	<p>予防衣 看護帽 布製短靴</p>	<p>両合羽(上衣、ズボン及び頭巾) 布製手袋 ゴム製手袋 ゲートル ジャンパー(上衣及び頭巾)</p>
<p>— — 二 二 二</p>	<p>— 三 — — — 二 二 二</p>	<p>— 二</p>	<p>— 二 二</p>	<p>— — — 五 —</p>
<p>二四 三六 四八 三六 四八</p>	<p>三六 一一 一一 二四 三六 四八 三六 四八</p>	<p>一一 二四</p>	<p>一一 二四 二四</p>	<p>三六 二四 一一 一一 二四</p>
<p>☒一四のとおり ☒一〇のうちの上衣のとおり ☒一〇のうちズボンのとおり ☒二のとおり</p>	<p>☒一〇のうちの上衣のとおり ☒一〇のうちズボンのとおり ☒二のとおり ☒一〇のうちズボンのとおり ☒一四のとおり</p>			

	布製短靴 布製手袋 ゴム製半長靴	一 三 一	二 二 二 三六		
二〇 寮母の職務に従事する職員	白衣(上衣)	二	二四	図一七のとおり	
二一 検査助手の職務に従事する職員	白衣 布製短靴	一 二	二二 二四		
二二 販売員の職務に従事する職員	作業服(上衣) 盛夏シャツ	二 二	四八 四八	図一九のとおり 図九のとおり	
二三 車庫主任、自動車整備士及び運転士の職務に従事する職員のうち総務管財課及び東京事務所以外の機関に勤務する職員	エンカ服	一	二四		三人に一着 交付するものとする。
二四 ボイラ技士の職務に従事する職員	エンカ服	一	三六		三人に一着 交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和四十三年五月六日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現にこの訓令による改正前の被服の交付及び使用に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により交付して

いる被服は、この訓令による改正後の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定により交付したものとみなす。この場合において、当該被服の使用期間は、改正前の規程の規定により交付した日から起算するものとする。

3 この訓令施行の際、現に改正前の規程の規定により次の表の上欄に掲げる職員に交付している同表中欄に掲げる品目の使用期間については、

改正後の規程の規定にかかわらず、同表下欄に掲げるとおりとする。

被服の交付を受ける職員	品 目	使 用 期 間
守衛室長、副守衛長及び守衛の職務に従事する職員	冬服（上衣及びズボン） 夏服（上衣） 夏服（ズボン）	改正前の規程の規定により交付を受けた日から三十六月 改正前の規程の規定により交付を受けた日から四十八月 改正前の規程の規定により交付を受けた日から三十六月